2　申請の時期
　平成21年９月28日から平成21年10月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
　なお、平成21年10月28日以降当該業務に係る企画書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、企画書を提出できないことがある。
3　申請の方法
１）申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（役務の提供等）」（以下「申請書」という。）は、平成21年９月28日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
２）申請書の提出方法　申請者は、申請書に国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務共同体協定書の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は１）に示す申請書の交付場所に同じ。
３）申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　共同体としての資格及びその審査
　次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと認定する。それ以外の共同体については、共同体としての資格があると認定する。
１）基本的要件
⑴　共同体の構成員は、下記の業務に担当する者を明らかにするものとする。
①　企画立案及び本業務全体のマネジメント業務
②　運営維持管理業務
③　植物管理業務
⑵　共同体は、代表者を定め、当該代表者が手続を行うこととする。
２）共通要件
　共同体の構成員は、いずれも以下の要件を満たすこと。
⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者でないこと。
⑶　予決令第71条の規定に該当する者でないこと。
⑷　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（実施要項４．⑵２）に示す申請書類（以下「申請書類」という）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。）。
⑸　申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑹　他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
１）資本関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
①　親会社と子会社の関係にある場合
②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
２）人的関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
②　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
⑺　関東地方整備局が、本業務とは別に発注する本業務の実施状況について、評価分析等を行う業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある業者でないこと。
⑻　国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務有識者等委員会の構成員又は構成員が属する民間事業者でないこと
⑼　守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
３）業務形態
⑴　構成員の分担業務が、業務の内容により、国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務共同体協定書において明らかであること。
⑵　共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。
４）代表者要件
　構成員において決定された代表者が、国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務共同体協定書において明らかであること。
５）共同体の協定書
　共同体の協定書が、「国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同体の取り扱い
　４　２）⑷の条件を満たさない者を構成員に含む共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が認定されるためには、４　２）⑷の条件を満たさない構成員が、当該業務に係る企画書の提出時までに構成員が４　２）⑷の条件を満たすことが必要である。また、この場合において、４　２）⑷の条件を満たさない構成員が、当該業務に係る企画書の提出時までに構成員４　２）⑷の条件を満たしていないときは、共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　６の共同体としての資格の有効期限は、共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
１）共同体の名称は、「国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務△△・□□共同体」とする。
２）当該業務に係る入札手続きに参加するためには、企画書の提出の時において、共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

破産手続開始

　次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第５１７号
和歌山市吹屋町３丁目37番地
債務者　有限会社こすもす整骨院
代表者代表取締役　武山　幸子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　栄治
４　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午後１時35分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１１号
神奈川県小田原市久野3069番地
債務者　石綿建設株式会社
代表者代表取締役　石綿　忠男
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　剱持　京助
４　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午前10時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５６３号
愛媛県東温市横河原1344番地６
債務者　東温石油株式会社
代表者代表取締役　柳田　耕造
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
４　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前11時
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１５７５１号
埼玉県比企郡吉見町下細谷958番地
債務者　株式会社勝山
代表者代表取締役　勝山　敏明
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　　学
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部